

会 議 録

会議名	令和4年度第3回小金井市消費生活審議会（第13期）		
事務局	市民部経済課消費生活係		
開催日時	令和5年3月29日（水）午後2時～午後3時		
開催場所	商工会館2階大会議室		
出席者	委員	井口 尚志・真上 浩泰・吉田 安之 森永 瑠美・寺本 尚武	
	その他	なし	
	事務局	高橋 啓之 経済課長 齋藤 彬子 消費生活係長 木村 亜由美 消費生活係主事	
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可・（一部不可）	傍聴者数	0 人
会議次第	別紙のとおり		
会議結果	別紙「審議経過」のとおり		
提出資料	別紙のとおり		
その他	なし		

審議経過（主な発言要旨等）

司会（経済課長）	定刻になったので、令和4年度第3回小金井市消費生活審議会（第13期）を開会する。 現在委員定数は8名で、本日5名の出席をいただいているので、小金井市消費生活条例施行規則第4条に基づき会議が成立していることを報告する。会長に議事進行をお願いします。
会長	それでは、議題（1）令和5年度消費者行政予算・事業予定について、事務局から説明をお願いします。
事務局	《 資料1、2を基に説明 》
会長	質問はあるか。
委員	高齢者の見守り関係者向けの講座について、権利擁護センターの職員の他、ケアマネやヘルパー、配食事業者といった方々も講座の対象者として考えているか。
事務局	年度初めに地域包括支援センターに市内4カ所に高齢者の消費者被害のリーフレットを持参し、ご挨拶している。顔の見える関係性は多少できている。今年度も地域包括支援センターの職員から入った相談があった。今後、高齢者と直接関わっている地域包括支援センターの職員やヘルパー、配食サービスやっている方も対象として検討していきたい。
会長	他に何か質問はあるか。
委員	一日生活教室、消費者スクールはどういった趣旨・内容なのか、そのことがわかる資料をいただきたい。 学校向けの講座は対面またはオンラインで実施ということだが、講座内容をYouTubeに掲載することで他の学校の生徒が見れるのか。YouTubeに掲載することで市民の方にも広く見てもらえるのではないか。 高齢者については、周りに相談ができる人がいたほうがいいと思う。実際に何か被害に遭った時、遭いそうになった時に、高齢者自身や高齢者の身近な方々へ緊急連絡先をお伝えしているのか。
事務局	資料は後日送付する。令和元年度に実施した内容になるが、一日生活教室については公民館緑分館で夏野菜の調理を行った。消費者スクールについては資料2でご案内しているが、消費生活相談室の周知、中学生は契

約の基礎知識、相談室に寄せられている事例、クレジットの三者間契約の解説をしている。高校・大学・専門学校になると、もう少し話が抽象的になり、リボ払いについても追加して説明している。

学校向けの講座をオンラインで実施しているかという質問だが、今年度はコロナも落ち着いてきたので対面で実施していた。その際、録画はしていない。その様子を YouTube で掲載するといったこともしていない。

先日一般向けの消費者講座を録画し、YouTube に掲載する取組は行った。今後の啓発活動の一つとして YouTube などの動画を活用し実績をんでいきたい。

高齢者の被害に関連して、何かあった時の緊急連絡先をどのように啓発しているかという質問だが、その際には188に連絡してもらうよう周知している。誰かが発見した際に、それを家族間や支援に入った人同士で共有するといったことはまだ考えが及んでいない。まずは消費生活相談室に相談してもらうということで、ご案内をしている。

委員

講座について、子育て世代に対しての啓発は考えているか。

事務局

現在消費者被害の多数を占めているのは若年層と高齢者である。子育て世代を対象とした講座が抜けているのはご指摘のとおりである。忙しい世代であるので、対面であれば時間・曜日の設定の工夫や、動画配信して自由にご覧いただけるような環境整備が大切であると考えている。

課長

オンライン配信について、消費者スクールについては各学校の先生と協議し、内容にアレンジを加えながら実施している。録画して配信となると学校の許可が必要になってくる。プライバシーの問題もあるので厳しいかなという印象を現状持っている。もう一つ、高校大学の取組の中で、東京学芸大学については、相談員が解説した講座を CD-R に録画しそれを大学へお渡しし、ポータルサイトに一定期間配信して自由に視聴する形式としている。それを応用していくと、市のホームページにアップすることは、比較的实施しやすいと考えられる。現役世代の方も見る機会があれば、啓発につながっていくのかなと思う。令和3年度にはリモートの機器を整備しており、今月の消費者講座の様子を初めて録画、アーカイブ配信をしている。その反応も踏まえて考えていければと思う。

会長	成年になりたての年代は今までになかった契約トラブルに遭い、責任を負うことになる。その年代には重点的に啓発を検討しているか。
事務局	成年年齢の引き下げということで話題になっているが、大学生や高校生に講座をすると、真剣に聞いてくれているという印象がある。その場のアンケートでは、「クレジットカードの怖さが分かった」「クレジットカードを注意して使いたいと思う」と回答があり、自分事として捉えてくれていると感じている。一方で、二十代前半の世代は意識が少し低いのかなという印象がある。その世代に向けて理解してもらえるよう動画を用いたり、工夫したりしていく必要があると考えている。
会長	消費者スクールで一方的な受講となると、しっかりと認識できないところもあると思う。消費者と相談員という役割を設定し参加型で講座を実施していくと、相談がどのように処理・救済されるかという理解につながると思う。 高齢者については、積極的に講座等に参加される方は消費者被害についての認識を持っていると思うが、あまり参加されない方は問題があっても相談されない方が大半だと思う。そのため、啓発を行っても本当に必要な人には届きづらい。特に最近、ひとり暮らしの高齢者を狙った悪質な事件が多摩地区でも起きている。消費者被害に遭われた方々の個人情報が入り込められ、さまざまな犯罪に利用されているケースがある。こうした状況から、福祉関係や警察との連携をより積極的に考えていく必要があり、対策を検討いただきたい。
委員	国の補助金が終了するという話だが、今後そういった補助金が出る予定はあるのか。
事務局	消費者行政強化交付金だが、推進事業と強化事業に分かれている。推進事業が10分の10の補助で時限的なものであり、段階的に終了するものでこちらが令和4年度に一部が終了する。もう一つの強化事業は2分の1補助で、前年度と異なる内容を実施すれば対象となる可能性があるため、こちらは今後も継続が見込まれる。この交付金以外では特段情報を得ていない状況である。
会長	社会的な問題が発生すると、その対策ということで補助金がつく傾向があ

	る。現在、社会の中で詐欺が悪質化し刑事的な犯罪になっている状況であり、これらの対策として警察や福祉行政と連携して予算をとっていくということが必要だと思う。
委員	若い方が美容医療に興味・関心が強い。若い男性でも脱毛に関する相談が増えている。初回は安い値段で興味を惹かれるが、実際行ってみると高額な契約をさせられ、気が付いて解約しようとするが返金されないといった相談が東京都のほうに多く寄せられている。消費者スクールの内容にもそういう事例を入れると効果的だと思う。
会長	美容医療については男女問わず関心高い分野なので、消費者スクール中で事例を用いることで関心を高められると思う。
会長	(2) 消費者講座「デジタル遺品の生前整理について」これについて説明を求める。
事務局	《 資料3を基に説明 》
会長	前編、後編とも市のYouTubeで見ることができるのか。
事務局	見ることができる。質疑応答を除いた講座本編を配信している。
委員	市でDX推進ということで取り組んでいるが、動画をそのまま流すのではなく、テロップを入れたり発言者の顔をアップにしたりするといった見せ方の工夫が必要であると感じている。編集を工夫することで市民は見やすくなると思う。そういった研修の予算はあるのか。
会長	市の組織の中でそういった技術を持つ人材はいないのか。
事務局	庁内部署であればDX担当を配置されている。職員が動画を編集する技術を学ぶといった研修はない。動画を委託に出して編集してもらうとなると、費用対効果はどうかといった問題もある。
会長	消費者教育の啓発や情報発信のやり方として、YouTubeなどの動画を使うことは重要であり、工夫することで効果的になると思う。ヘルパーやケアマネがそういった動画を見て、高齢者に伝えることもできる。
委員	動画配信をしていることは周知しているのか。
事務局	市報で消費者講座の開催を掲載したときに、アーカイブ配信を実施することを案内した。また、市のホームページと経済課のツイッターでも案内している。

委員	アーカイブ配信は委託をしているのか。
事務局	職員で配信を行っている。
委員	アーカイブ配信できたことは大きな前進だと思う。高齢者だけでなく見守る方も自分の時間の都合の良い時に、繰り返し視聴することができる。
委員	動画の研修会はあるのか。
事務局	26市で研修所があり、動画の研修があった。参加希望者が多く、我々に行くことができなかった。市単独での研修はなかった。
委員	商工会館関係で動画の編集に参加したことがあり、商工会でそういった編集の研修を実施できるかもしれない。
会長	当市は大学が多いが、大学ではこの2、3年オンラインで授業を配信していた。レベルもあがっているようなので、大学の先生に動画編集をご教示いただくのはいかがか。大学の先生と協力関係をもつということも市の特色としてあるのではないか。
	デジタル遺品の動画配信について期限が設定されているが、今後配信する際はいつでも見られるように設定してもよいのではないか。
会長	(3)「小金井市消費生活相談室に寄せられる相談事例について」、説明を求める。
事務局	《 資料4を基に説明 》
会長	何か質問はあるか。
委員	この相談事例集は令和3年度のものだが、最新の事例集を今後発行するの予定はあるのか。また、高齢者を対象にしているのか、一般の方を対象としているのか。来た人に配るということか。
事務局	事例集は一般の方を対象に配布している。対象は絞っていない。「あんしん見守りガイド」は高齢者の見守り関係者向けの冊子になる。
委員	中学校で配布されているタブレットでこういったパンフレットは見れるのか。
事務局	タブレットで閲覧できる状況にはなっていない。講座を実施する際には、パワーポイントを学校に送り生徒が見られるようダウンロードしてもらっていた。パンフレット等で見ていただきたいということであれば、個別に学校に案内する必要がある。

委員	教育委員会とは啓発資料を送付するなど連携をしているのか。
事務局	そうである。講座の際には、リーフレットを各学校に持って行き、それも用いながら案内している。
委員	小金井はおじいさんおばあさんが近くにいる家庭も多いので、子どもを通じてタブレットの情報を高齢者に伝えることができる家庭もあるのではないかと思います。質問した。
会長	マッチング・アプリなどで何らかの形で個人情報が取られて、その情報が使われていく。こういった形で個人情報が流失してしまうのか、自分の個人情報をどう守るか。個人情報が流失してしまうことによって悪質商法に利用されているという流れを食い止めることが、必要である。事例紹介として取り上げていただければと思う。
	新聞広告は事業者の相談か。
事務局	消費者からの相談である。このケースでは自分から電話をしているので、電話勧誘にならずクーリング・オフの対象にならない。法律の狭間に落ちてしまった事例としてあげた。
会長	俳句や短歌を投稿すると、その情報で新聞広告に掲載しませんかといった事例があった。
会長	本日の議題は全て終了したので、これをもって閉会とする。

会議資料は、次の場所でご覧いただけます。

小金井市立図書館

小金井市役所本庁舎 4階議会図書室

小金井市役所第二庁舎 4階経済課消費生活情報コーナー

小金井市役所第二庁舎 6階情報公開コーナー